

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年4月21日
【発行者名】	スタートプロシード投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 平出 和也
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目2番9号
【事務連絡者氏名】	スタートアセットマネジメント投信株式会社 取締役管理部長 高内 啓次
【電話番号】	03 (6202) 0856 (代表)
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資証券に係る投資法人の名称】	スタートプロシード投資法人
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 2,487,537,000円 売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 192,103,000円
	(注) 今回の一般募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額（2,593,390,500円）は上記の金額とは異なります。
【安定操作に関する事項】	1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資証券について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、証券取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所有価証券市場を開設する証券取引所は、株式会社ジャスダック証券取引所です。
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号）

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成18年4月6日提出の有価証券届出書（平成18年4月7日付及び同月18日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み）の記載事項のうち、平成18年4月21日開催の役員会において発行価格及び売価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）

- (3) 発行数
- (4) 発行価額の総額
- (5) 発行価格
- (8) 申込期間
- (11) 払込期日
- (13) 手取金の使途
- (14) その他

引受け等の概要

2 売内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

- (3) 売出数
- (4) 売出価額の総額
- (5) 売出価格
- (8) 申込期間
- (11) 受渡期日

下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）】

(3)【発行数】

<訂正前>

13,500口

(注) 後記「2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のとおり、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の主幹事証券会社である新光証券株式会社~~が本投資法人の投資主であるスターツアミニティ株式会社より1,000口を上限として借り入れる本投資証券（以下「借入投資証券」といいます。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。~~

<訂正後>

13,500口

(注) 後記「2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のとおり、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した結果、一般募集とは別に、一般募集の主幹事証券会社である新光証券株式会社~~が本投資法人の投資主であるスターツアミニティ株式会社より借り入れる本投資証券（以下「借入投資証券」といいます。）1,000口の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行います。~~

(4)【発行価額の総額】

<訂正前>

2,497,500,000円

(注) 後記「(14) その他 引受け等の概要」冒頭に記載のとおり、発行価額の総額は、後記「(14) その他 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。~~発行価額の総額は、本書の日付現在における時価を基準として算出した見込額です。~~

<訂正後>

2,487,537,000円

(注) 後記「(14) その他 引受け等の概要」冒頭に記載のとおり、発行価額の総額は、後記「(14) その他 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。

(5)【発行価格】

<訂正前>

未定

~~(注1) 発行価格決定日（下記（注2）に定義されます。）が平成18年4月21日（金）から平成18年4月24日（月）までの場合は、発行価格決定日における株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）から予想分配金3,976円を控除した金額に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満の端数切捨て）を仮条件とし、発行価格決定日が平成18年4月25日（火）の場合は、発行価格決定日におけるジャスダック証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値から予想分配金3,976円を控除した金額）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満の端数切捨て）を仮条件とします。~~

(注2) 上記（注1）記載の仮条件により投資口に係る投資家の需要状況を勘案した上で、平成18年4月21日（金）から平成18年4月25日（火）までのいずれかの日（以下「発行価格決定日」といいます。）に一般募集における価額（発行価格）及び申込証拠金を決定し、併せて発行価額（本投資法人が本投資証券一口当たりの払込金として引受人から受け取る金額）を決定します。

(注3) 後記「(14) その他 引受け等の概要」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額（引受価額）は異なります。発行価格の総額と発行価額（引受価額）の総額との差額は、引受人の手取金となります。

(注4) 本投資証券に対する金銭の分配の起算日は、平成18年5月1日（月）とします。

<訂正後>

192,103円

(注1) 後記「(14) その他 引受け等の概要」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額(引受価額)は異なります。発行価格の総額と発行価額(引受価額)の総額との差額は、引受人の手取金となります。

(注2) 本投資証券に対する金銭の分配の起算日は、平成18年5月1日(月)とします。

(注1、2)の全文削除及び(注3、4)の番号変更

(8)【申込期間】

<訂正前>

平成18年4月26日(水)から平成18年4月28日(金)まで

(注) 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は最長で平成18年4月17日(月)から平成18年4月25日(火)までを予定しておりますが、実際の発行価格及び申込証拠金の決定期間は、平成18年4月21日(金)から平成18年4月25日(火)までを予定しています。従いまして、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成18年4月24日(月)から平成18年4月26日(水)まで」となることがありますのでご注意ください。

<訂正後>

平成18年4月24日(月)から平成18年4月26日(水)まで

(注)の全文削除

(11)【払込期日】

<訂正前>

平成18年5月8日(月)

(注) 払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。なお、上記払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は最長で平成18年4月17日(月)から平成18年4月25日(火)までを予定しておりますが、実際の発行価格及び申込証拠金の決定期間は、平成18年4月21日(金)から平成18年4月25日(火)までを予定しています。従いまして、払込期日が最も繰り上がった場合は、「平成18年5月1日(月)」となることとなりますのでご注意ください。

<訂正後>

平成18年5月1日(月)

(注)の全文削除

(13)【手取金の使途】

<訂正前>

一般募集における手取金(2,497,500,000円)については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による投資口の追加発行(もしあれば)における手取金(上限185,000,000円)と併せて、本投資法人による特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同様とします。)の取得資金及び借入金の返済の一部等に充当します。

(注) 上記の手取金は、本書の日付現在における時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

一般募集における手取金(2,487,537,000円)については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による投資口の追加発行(もしあれば)における手取金(上限184,262,000円)と併せて、本投資法人による特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同様とします。)の取得資金及び借入金の返済の一部等に充当します。

(注)の全文削除

(14)【その他】

引受け等の概要

<訂正前>

以下に記載する引受人は、発行価格決定日に決定される予定の発行価額（引受価額）にて本投資証券の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受人は、払込期日に発行価額（引受価額）の総額を本投資法人に払い込み、発行価格の総額と発行価額（引受価額）の総額との差額は引受人の手取金とします。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

引受人の名称	住 所	引受投資口数 (口)
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	未定
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
中央証券株式会社	東京都中央区日本橋室町一丁目5番3号	
合計		13,500

(注1) 引受投資口数及び引受けの条件は、発行価格決定日に決定する予定です。

(注2) 本投資法人及び本投資法人が資産の運用に係る業務を委託しているスターツアセットマネジメント投信株式会社は、発行価格決定日に引受人との間で新投資口引受契約を締結する予定です。

(注3) 上記引受人は、引受人以外の証券会社に本投資証券の販売を委託することがあります。

(注4) 以下、新光証券株式会社を「主幹事証券会社」という場合があります。

<訂正後>

以下に記載する引受人は、平成18年4月21日（金）（以下「発行価格決定日」といいます。）に決定された発行価額（引受価額）（1口あたり184,262円）にて本投資証券の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）（1口あたり192,103円）で募集を行います。引受人は、払込期日に発行価額（引受価額）の総額を本投資法人に払い込み、発行価格の総額と発行価額（引受価額）の総額との差額（1口あたり7,841円）は引受人の手取金とします。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

引受人の名称	住 所	引受投資口数 (口)
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	11,475
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,350
中央証券株式会社	東京都中央区日本橋室町一丁目5番3号	675
合計		13,500

(注1) 本投資法人及び本投資法人が資産の運用に係る業務を委託しているスターツアセットマネジメント投信株式会社は、発行価格決定日に引受人との間で新投資口引受契約を締結しました。

(注2) 上記引受人は、引受人以外の証券会社に本投資証券の販売を委託することがあります。

(注3) 以下、新光証券株式会社を「主幹事証券会社」という場合があります。

(注1)の全文削除及び(注2、3、4)の番号変更

2【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

(3)【売出数】

< 訂正前 >

1,000口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、主幹事証券会社が行う売出しです。従って、上記売出数は、オーバーアロットメントによる売出しの売出口数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる本投資証券は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事証券会社が本投資法人の投資主であるスターツアムニティー株式会社から1,000口を上限として借り入れる予定です。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、本投資法人は、主幹事証券会社が借入投資証券の返却に必要な本投資証券を取得させる目的で、平成18年4月6日（木）開催の本投資法人の役員会において、主幹事証券会社を割当先とする本投資法人の新投資口1,000口の第三者割当による追加発行（以下「本件第三者割当」といいます。）を、平成18年5月31日（水）を払込期日として行うことを決議しています。

また、主幹事証券会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成18年5月26日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資証券の返却を目的として、ジャスダック証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。主幹事証券会社がシンジケートカバー取引により取得したすべての本投資証券は、借入投資証券の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、主幹事証券会社の判断で、シンジケートカバー取引が全く行われず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引が終了される場合があります。

さらに、主幹事証券会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した本投資証券の全部又は一部を借入投資証券の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入投資証券の返却に充当する口数を減じた口数について、主幹事証券会社は本件第三者割当に係る割当に応じる予定です。そのため、本件第三者割当における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

< 訂正後 >

1,000口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、主幹事証券会社が行う売出しです。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる本投資証券は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事証券会社が本投資法人の投資主であるスターツアムニティー株式会社から借り入れる1,000口の本投資証券です。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、本投資法人は、主幹事証券会社が借入投資証券の返却に必要な本投資証券を取得させる目的で、平成18年4月6日（木）開催の本投資法人の役員会において、主幹事証券会社を割当先とする本投資法人の新投資口1,000口の第三者割当による追加発行（以下「本件第三者割当」といいます。）を、平成18年5月31日（水）を払込期日として行うことを決議しています。

また、主幹事証券会社は、平成18年4月27日（木）から平成18年5月26日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資証券の返却を目的として、ジャスダック証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。主幹事証券会社がシンジケートカバー取引により取得したすべての本投資証券は、借入投資証券の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、主幹事証券会社の判断で、シンジケートカバー取引が全く行われず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引が終了される場合があります。

さらに、主幹事証券会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した本投資証券の全部又は一部を借入投資証券の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入投資証券の返却に充当する口数を減じた口数について、主幹事証券会社は本件第三者割当に係る割当に応じます。そのため、本件第三者割当における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

(4)【売出価額の総額】

< 訂正前 >

193,000,000円

(注) 売出価額の総額は、本書の日付現在における時価を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

192,103,000円

(注)の全文削除

(5) 【売出価格】

< 訂正前 >

未定

(注) 売出価格は、前記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）（5）発行価格」に記載の発行価格と同一の価格とします。

< 訂正後 >

192,103円

(注)の全文削除

(8) 【申込期間】

< 訂正前 >

平成18年4月26日（水）から平成18年4月28日（金）まで

(注) 上記申込期間については、前記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）（8）申込期間」に記載の申込期間と同一とします。

< 訂正後 >

平成18年4月24日（月）から平成18年4月26日（水）まで

(注)の全文削除

(11) 【受渡期日】

< 訂正前 >

平成18年5月9日（火）

(注) 上記受渡期日については、前記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）（11）払込期日」に記載の払込期日の翌営業日とします。

< 訂正後 >

平成18年5月2日（火）

(注)の全文削除